

# 改正前の著作権法第35条の読み方

発信者側でも授業が行われていること

隔地への送信であること

同時遠隔授業であること

許される行為（公衆送信）

歯止め規定

（学校その他の教育機関における複製等）  
**第三十五条** 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

**2** 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、**当該授業を直接受ける者**に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者**に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、**当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

法的主体

実際の行為の主体

目的

許容範囲

対象となる著作物

許される行為

歯止め規定

# 平成30年改正著作権法第35条

「補償金制度」  
の創設

従来の35条1項, 2項を統合整理し, 授業のための複製, 公衆送信, 公の伝達については許諾不要とした。

(学校その他の教育機関における複製等)

**第三十五条** 学校その他の教育機関 (営利を目的として設置されているものを除く。) において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信 (自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。) を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

**2** 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

**3** 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

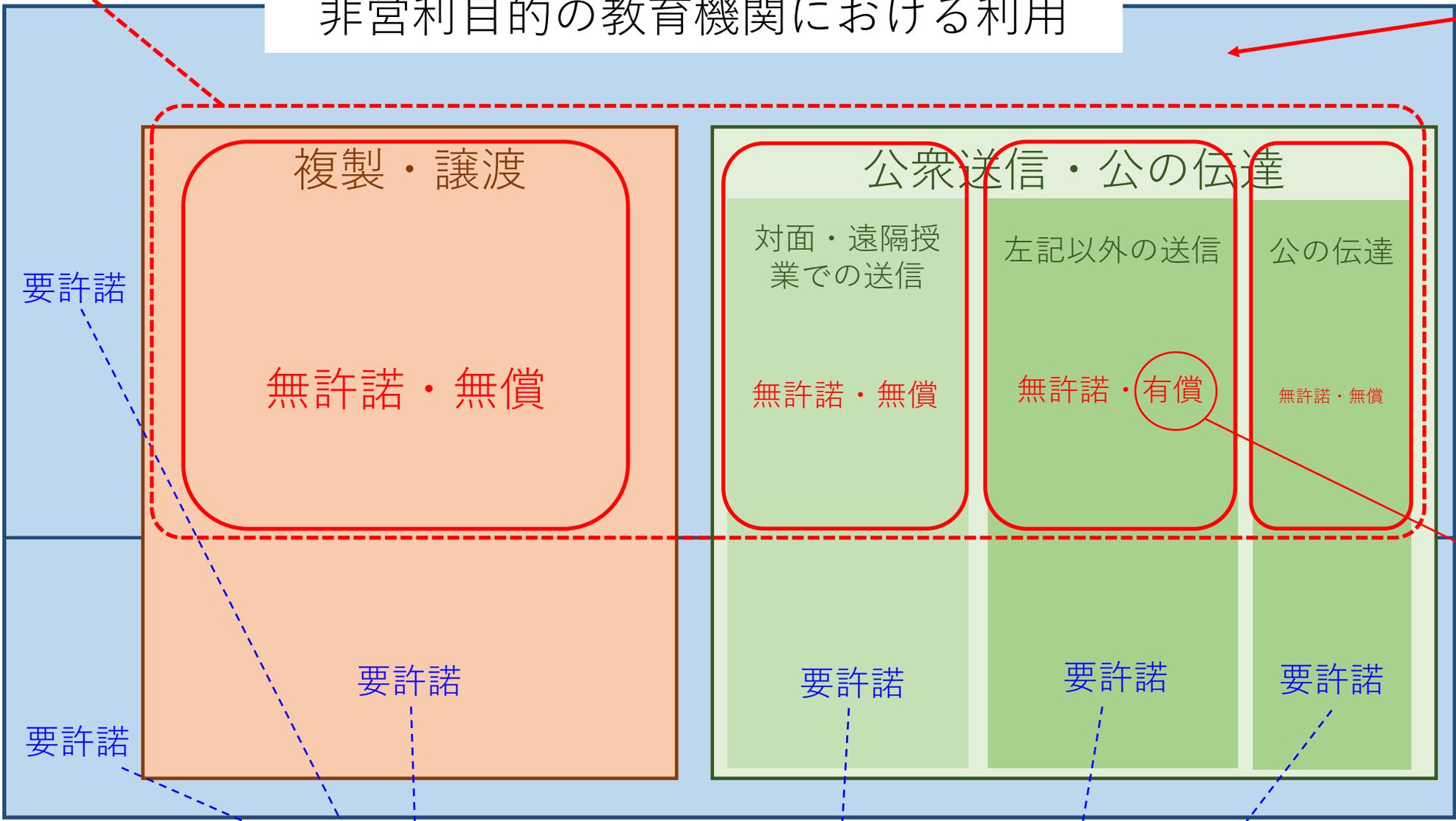
許行できた範囲の公衆送信は、補償金が不要とした。

改正第35条

非営利目的の教育機関における利用

授業目的での利用

授業目的以外の利用



著作権者の利益を不当に害する場合

補償金を受け取る権利を協会が管理

ただし、引用（32条）、非営利・無料の演奏等（38条）等の規定に該当して許諾不要なものもある

教材として教育現場に提供する（流通させる）ことを目的とした著作物を教育機関で複製する

1本購入した電子媒体としてのプログラムの著作物を、PC教室に設置されている端末装置の台数分複製してインストールする

教科書の記述や授業中の解説に関連のある時事の事件を報道した特定の新聞記事のコピーを受講者に配付する

児童生徒学生の調べ学習の成果で著作物が用いられたものを他の児童生徒学生に配付する

学校間連携協定を結んだA校とB校との間で、A校の受講者に提示された著作物を、インターネットを通じて同時にB校の教室の大画面で視聴させたり個々の受講者の端末装置で参照できるように送信する

著作物が受講者に提示されて行われたA校の授業を収録し、その模様を後日、B校の教室の大画面で視聴させたり個々の受講者の端末装置で参照できるように送信する

A校での授業を行うに当たり、同授業の受講者が事前にPC等により閲覧したりダウンロードしたりして資料を参照した上で同授業に臨ませるため、著作物を送信する

授業目的での利用

授業目的以外の利用

要許諾

要許諾

要許諾

要許諾

要許諾

要許諾

無許諾・無償

無許諾・無償

無許諾・有償

無許諾

場合

補償金を受ける  
を協会が管理

保護者や地域社会に向けた学校だより等の広報紙に著作物を掲載する

文化祭・学園祭で音楽や劇が演奏・上演されている様子を、広く誰もが視聴できるようにライブで動画配信する

入試終了後に、出題内容（著作物が用いられたもの）を学校のホームページに掲載する  
学校ホームページで校歌が再生演奏されるよう音楽データを貼り付ける

動画配信サイトなどで公開されている動画を、教員の教科教育研究会で会場のスクリーンに投影する

公衆送信

・遠隔授業の送信

左記以外の

動画配信サイトなどで公開されている教材動画を、そのサイトにアクセスして、教室内のプロジェクタなどで投影して視聴させる



# 改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

### ⑦「必要と認められる限度」

「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断するものであり、万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うこととなります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです）。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要があります。例えば、授業では使用しないものの読んでおく参考になる文献を紹介するのであれば、題号、著作者名、出版社等を示せば足るにもかかわらず、全文を複製・公衆送信するようなことについて、必要性があると説明することは困難です。また、大学の場合、教員が学生に対して、受講に当たり教科書や参考図書として学生各自が学修用に用意しておくよう指示した書籍に掲載された著作物の複製・公衆送信も、一般的には「必要と認められる限度」には含まれないと考えられます。

「必要と認められる限度」は授業の内容や進め方等の実態によって異なるため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要があります。

また、「必要と認められる限度」に含まれるとしても、後述の⑨「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する場合には、権利は制限されず許諾を得ることが必要となります。

授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要があります。

学校等の教育機関で複製や公衆送信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要があるからです。

### ⑨「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

改正著作権法第35条では、著作権者等の許諾を得ることなく著作物等が利用できる要件を定めていますが、その場合であっても著作権者等の利益を不当に害することとなるときには、補償金を支払ったとしても無許諾では複製や公衆送信はできません。これは、学校等の教育機関で複製や公衆送信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要があるからです。つまり、「教育機関において行われる複製や公衆送信」、「教員又は授業を受ける者による複製や公衆送信」、「それが授業の過程で利用されるもの」、「授業のために必要と認められる限度の複製や公衆送信」という要件のすべてを満たしていても、著作権者等の利益を不当に害することとなる場合にはこの規定は適用されず、著作権者等の許諾を得ることが必要になります。

以下では、著作権者等の利益を不当に害することとなるかどうかのキーワード（著作物の種類、著作物の用途、複製の部数、複製・公衆送信・伝達の態様）ごとに基本的な考え方と不当に害すると考えられる例を、初等中等教育と高等教育に分けて説明します。

説明の中で、「不当に害する可能性が高い（低い）」という書き方をしているのは、この運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではないからです。関係者の見解の相違があった場合には、個々のケースごとに、利用者がその行為について授業の目的に照らして必要と認められる限度であることを客観的に説明し得るか、又は権利者がその利益を不当に害されたことを客観的に説明し得るかによって判断せざるを得ません。また、示した例は典型的なものであり、これらに限られるものではありませんので、ここにあげられていないケースについては「基本的な考え方」や典型例を基にして個別に判断する必要があります。どのような場合に不当に害することになるかについての「基本的な考え方」は、教育関係者がこれに委縮して利用を躊躇してしまうことは改正法の意図するところではありませんが、逆に学習者にとって良かれと思ってというような安易な発想に立つのも禁物です。⑦で述べたように、当該教育機関の目標やねらいに照らして必要と認められる限度で著作権者等の権利が制限されますが、その範囲の利用であっても、その行為が社会における著作物等の流通にどのような影響を及ぼすかについて留意する必要があります。本項は、それを考えるために「基本的な考え方」を整理したものです。このような構造と考え方を理解していただくと、ICT活用教育に伴う著作物利用について、相当円滑に進むものと考えられます。

なお、ここに示したのは、第35条の規定に関する考え方であり、教育活動の中では、引用など他の規定の適用を受けて著作権者等の許諾を得ることなく著作物等を利用できる場合があります。

# 学校教育と著作権

大和 淳 著

CRIC

公益社団法人 著作権情報センター

## 目 次

|    |  |    |
|----|--|----|
| Q1 | 児童生徒の作品にも著作権はありますか。……………   | 6  |
| Q2 | 授業の過程で使用するために教員が作成する教材に、既存の著作物を利用する場合、どのような点に注意すればよいですか。……………  | 9  |
| Q3 | 文化祭等で、演劇の上演や音楽の演奏を行う場合、著作権者の許諾を得ておく必要がありますか。……………  | 12 |
| Q4 | 運動会等で、プラカードや看板などに人気漫画のキャラクターを描く場合、著作権者の許諾を得ておく必要がありますか。……………   | 14 |
| Q5 | インターネットを活用して他の学校と連携した同時双方向の遠隔授業をしたり、インターネットを通じて学習資料や動画教材をアップロードしておき事前学習（いわゆる反転学習のための予習）に供したりする場合、どのような点に注意すればよいですか。…………… | 16 |
| Q6 | 入学試験問題に既存の著作物を用いる場合、どのような点に注意すればよいですか。……………  | 21 |
| Q7 | ある教育関係の出版社が、本校の過去5年間の入試問題をまとめた書籍を発行したいと申し出てきました。どのように対応すればよいのでしょうか。……………   | 25 |
| Q8 | 本校の近隣にある学習塾で、本校の定期テストの問題が演習教材に用いられているようです。どうすればよいですか。……  | 27 |
| Q9 | 本校の主催で、著名人を招き、保護者や生徒を対象とした文化講演会を計画しています。講演の録音、講演風景のビデオ・写真撮影、講演録の印刷・発行などについて  |    |

て注意すべき点を教えてください。……………

|     |  |    |
|-----|--|----|
| Q10 | コンピュータを活用して数学の授業を進めるため、本校の教員が独自にあるソフトを開発しました。同じ発想や機能で、あるソフト会社が教育ソフトを製作し、販売していますが、先に考え出した教員の権利は守られないのでしょうか。……………                    | 29 |
| Q11 | 新聞や雑誌に教育問題に関する記事が掲載されており、本校の教育活動の改善のために参考になると思うので、職員会議で検討するため複製して配付したいと思います。どのような点に注意すればよいですか。……………                                | 31 |
| Q12 | 保護者や地域社会向けに学校だより、保健だより、図書館だよりなどを作成して発行する際、記事に関する事柄を既存の文献等から引用したいと考えています。また、カット集から記事の内容にふさわしいイラストを使いたいと思います。どのような点に注意すればよいですか。…………… | 35 |
| Q13 | 著作権教育とはどのようなものですか。……………  | 37 |
| Q14 | 最近の著作権法の改正内容を教えてください。また、それらを学校の教育活動の中でどのように取り扱えばよいですか。……………  | 40 |
| Q15 | 著作権者から許諾を得るといのは、具体的にどうすればよいのでしょうか。……………  | 43 |
| Q16 | 著作物の利用に関する相談や利用許諾が得られる窓口にはどのようなところがありますか。……………   | 45 |